

総合科学技術会議
第 3 3 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

1 . 日時 平成 1 6 年 5 月 2 0 日（木）1 5 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

2 . 場所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 4 特別会議室

3 . 出席者

（委員）薬師寺泰蔵会長 阿部博之議員 大山昌伸議員 岸本忠三議員
石井美智子委員 位田隆一委員 垣添忠生委員 勝木元也委員
島菌進委員 高久史磨委員 藤本征一郎委員 町野朔委員
南砂委員 鷲田清一委員

（事務局）林統括官 永松審議官 上原審議官 清水審議官 外山参事官 他

4 . 議題

- （ 1 ） ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について
- （ 2 ） その他

（配布資料）

資料 1 最終報告素案の作成方針（案）

参考資料 1 「最終報告書の概要素案」に対する疑問（島菌委員）

参考資料 2 「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究」研究題目、目的・方法、
材料（日本産科婦人科学会）

午後 3時31分 開会

(薬師寺会長) お忙しいところありがとうございます。

ただいまから、ちょうど33回になりますが生命倫理専門調査会を開催いたします。

それでは、座って議事を進めさせていただきます。

まず、配付資料の確認と補足説明を事務局をお願いいたします。

(外山参事官) お手元資料1として、最終報告素案の作成方針(案)、それから参考資料1として、最終報告書の概要素案に対する疑問ということで、島菌先生からいただいております。それから、参考資料2として、「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究」の研究題目、目的・方法、材料ということで、日本産科婦人科学会から資料をいただいております。

それから、お手元に第32回の本調査会の議事概要案(未調整版)を配付してございます。前回の専門調査会から十分時間がありませんでしたので、各委員の確認作業が終了しておりません。あくまで審議の参考として配付させていただいておりますので、これは調査会終了後回収させていただきますので、席上に置いていただきたいと思いますと思っております。

それから、中間報告書における議論の流れがございませけれども、これは第31回の参考資料でありますけれども、会長のご指示により配付してございます。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

それでは、参考資料の1と2は今簡単にご説明しますか。

(外山参事官) 参考資料1に関連して、参考資料2の方でちょっとご説明しようと思っておりますけれども。

(薬師寺会長) それでは、よろしくをお願いいたします。

(外山参事官) 参考資料2であります。

これは4月6日の第30回当専門調査会におきまして、島菌委員から、生殖補助医療研究目的のヒト受精胚の作成は現に行われていて、第20回にはその資料の提出があったけれども、現に今我が国の産科婦人科研究の中でどのように受精胚の研究が行われているのかを確認する必要があるというご指摘を受けまして、第31回と32回には間に合いませんでしたけれども、学会のご協力、ご努力によりまして、藤井学会長及び田中倫理委員長の方から、昨日付でこの資料をいただいております。

表を見ていただきますと、第20回提出時に加えて、研究題目というのは同じですけれども、研究目的のところでは研究目的に比べまして、方法も記載されております。それから、研究に用いる材料、研究材料の項目は同じですけれども、加えて研究期間、それから登録日は今回新しくいただいた項目でございます。実際に受精胚を研究目的に作成されているのは一目瞭然でありますけれども、特に中身についてご説明があれば藤本先生からお願いしたいというふうに思っております。

なお、こういった研究に対します日本産科婦人科学会の対応はお手元の生命倫理調査会参考資料の最後に学会の会告を載せてございますけれども、これに基づいて実施されておりますが、実際に研究を行うに当たりましては、学会の指定の書式に準じて報告することになっております。さらに、実際にはその会告の運用といたしまして、学会として設置しております生命倫理委員会に登録・調査小委員会というものが置かれておまして、その学会の会告に基づきます登録申請の内容の書面による審査を実施しているということ、さらに審査は施設内倫理委員会の承認を中心に行われておまして、承認のないものや、あるいはその報告が会告と抵触するものにつきましては、登録申請を受理せず返却しているということもあわせて伺っているところであります。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

島園先生の参考資料も出させていただきましたので、少し内容の議論の中で先生に言っていただきたいと思います。私の方としても、資料をかなり努力して出させていただきましたので、今のことでご了承いただきたいと思います。

私は最初に今後の会議の予定について、少し私の方から申し述べたいと思います。

前回、何回も申し上げましたけれども、クローン胚の規制法のときに12年度6月6日の中で、3年の中で我々は結論を出せということになっておまして、その縛りですとまいりました。

それで、前回3章と4章ができなかったということをご承知しています。その議事の運営に関しましては私は責任をとろうと思うんですけれども、しかしながらきちんとした議論をするということは重要でございますし、物理的に今回で終わるということはできません。そして、私といたしましては、5月26日に本会議がございますので、今までのずっとやって、今日で大体27回ぐらいになると

思いますけれども、その経過を報告して、現在の本専門調査会の検討状況を私の責任で報告したいと思います。

そして、その本会議の中で了承を得る必要がございますけれども、今後の進みぐあいにもよりますけれども、検討状況の報告の中で最終報告を7月の本会議を目途に出させていただきたい、こういうことを申し述べようというふうに思います。先生方にはその辺は常にご心配をしていただいて、私自身もそういうことはまず最初に先生方に申し上げて、透明性を確保してやりたいと思います。

本会議ということでございますので、法律の先生はご存じだと思いますけれども、デュープロセスがございますものですから、その中できちんと私の責任で最終報告をまとめる時間をとらせていただきたいというふうに思います。いつまでということでは立場上言えません、7月の本会議がございますので、それを目途にということ、その進みぐあいで先生方のご協力を得ながら、支援をいただきながらまとめていきたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、先に進ませていただきたいと思いますけれども、前回は資料4として配付いたしましたけれども、今回は資料1のところでございます、基本方針、それから要約を出させていただくということもお認めいただいて、第1章、第2章を一応議論をいただきました。私の方針といたしましては、先生方の議論をいただきまして、科学的な知見をやりましたものですから、それに対する点、それぞれ現在そういう形で資料1ということを出させていただいております。1章、2章についてまた議論を始めると、少しまた逆戻りいたしますので、できますれば3章と4章をきょうちょっと議論をしていただきまして、そして全体としてご議論をしたものを資料1のようなものを次回までにはきちんと出させていただいて、それに伴う一つの考えを、一貫した考えということでご提案させていただきたいというふうに思います。そういう点で先に進めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第3章に関しまして、事務局の方から説明をお願いいたします。
(外山参事官) お手元の資料1の6ページからでございます。

以下の構成の考え方は第1、第2と同様、主に位田先生の考え方に基づいております。

第3、人クローン胚等の特定胚ということでございまして、ここではクローン胚以外は中間報告の取りまとめの際、あるいは最近では久保先生からのヒアリン

グの際に一部必要性が紹介されてきましたけれども、これまでの主たる議論は人クローン胚でありましたので、以下人クローン胚を中心に記述している考え方でございます。

それで、特定胚の種類と性質については本文では触れないこととしてはどうかと。

1、人クローン胚の研究の現状、(1)「自己ES細胞」に関する研究の背景。

この「自己ES細胞」という用語は今年のたしか11月の第26回から基本的考え方の中で使われている言葉でありまして、井村会長のご提案だったというふうに覚えております。中間報告の本文の中にも繰り返し出てきておりますけれども、先ほどの特定胚全体をクローズアップしないということに基づきますと、項目立ての中で前面にちょっと出てきております。「自己ES細胞」に関する研究の背景を述べたと。ヒトES細胞を用いた再生医療の実現には、免疫拒絶を低減するために、将来的には人クローン胚から作成した「自己ES細胞」を利用する必要があると考えられていると。

これを背景として、将来における「自己ES細胞」を利用した再生医療を視野に入れて、「自己ES細胞」に関する基礎研究を開始することの可否を判断すべく、人クローン胚の作成について倫理的な検討を進めることを求める意見があると。

(2) 関連する研究の現状。

ア、ヒトES細胞を用いた再生医療研究の現状。

ここでパブコメ以降のヒアリングの結果であります1つは心筋、神経細胞、骨細胞、幹細胞等、多種の細胞への分化に成功しているということ、各種細胞の分化誘導は必ずしも調整できないけれども、セルソーターにより必要な細胞を分離する方法の有効性が指摘されている。一部で前臨床試験の段階に達している。

イ、体性幹細胞の研究の現状。

一部で臨床研究が実施されている。本人の体内の細胞を利用する点で、実現すれば安全性が高いと考えられているが、必ずしもすべての症例が適応であるとは考えられておらず、一部の症例については、ヒトES細胞を用いる方法の方がより適切であると考えられている。

ウ、動物を用いたクローン研究。

動物のクローン個体では多くの異常発生が認められており、これらについて、ゲノムインプリンティングの仕組みが関係するという指摘がある。ゲノムインプ

リンティングの仕組み等については、未知の要素が多く、今後とも動物を用いた基礎研究を進めていく必要性が指摘されている。

(3) 「自己ES細胞」に関する研究の現状。

ア、我が国における現状。

特定胚指針が作成を禁止しており、未実施。

イ、諸外国における現状。

韓国において、人クローン胚の作成及びこれを用いた「自己ES細胞」の樹立に成功したとの報告がある。国連の動きは記載するかというご意見もあるかと思えますけれども、それをあわせて検討すべきかというふうに思っております。

次は人クローン胚の作成を規制下で容認する英国及びベルギーでは、人クローン胚の作成は未報告。

次に7ページでございます。

大きな2番目といたしまして、人クローン胚の位置付け。

(1) 人クローン胚の位置付けに関する考え方。

クローン技術規制法上の取扱い、作成過程、生物学的性質等において、ヒト受精胚と差異がある。しかし、人クローン胚も人になり得る可能性を有することから、その作成・利用の是非の判断においては、これを「人の生命の萌芽」と位置付けてヒト受精胚と同じ位置付けを与え、同じ考え方で検討することとする。

(2) 「自己ES細胞」に関する研究のための人クローン胚の作成の是非。

ア、検討の基本的な立場。

人クローン胚の作成は、研究目的で作成するために新たにヒト胚を作成することを意味し、原則許されない。ここは受精卵のところと一緒にございます。

他方、人々の生命・健康の価値や幸福への希求に応えていくこともまた「人の尊厳」に由来する要請であるため、そのために人クローン胚を用いざるを得ない場合には、例外を認めると、これも同じ考え方でございます。

人クローン胚の作成が研究目的で利用するために新たにヒト胚を作成することを意味する以上、既存のヒト胚の利用よりも厳しく制限させるべき、これは余剰胚のESへの利用よりという趣旨でございます。

以上を踏まえ、関連する研究の現状を検討した上で、人クローン胚の作成による恩恵が例外的にその作成が容認し得るものかどうか検討すると、この恩恵という言葉の使い方とかはまだ十分吟味されておられません。

イ、関連する研究の現状の検討。

ここで前の関連する研究の現状と若干ダブりますけれども、一応入念的に述べております。

ヒトES細胞を用いた再生医療研究の進捗状況の評価、これはヒトES細胞研究の評価の延長線上にクローン胚研究があるかどうかという流れが先生方に共有されているといった意味で書いてございまして、そういった点に立った場合、「自己ES細胞」に関する研究に着手すべき段階に達したかどうか。

次に、体性幹細胞の研究の展望についての評価について、ちょっとこれは「ヒトES細胞や」というのはミスプリントでございますので、消していただきたいと思っておりますけれども、「自己ES細胞」を用いた再生医療の研究を進める必要性が否定されるかどうか。

次に、動物を用いたクローン研究の現状の考察、ここでは動物のクローン個体で多くの異常発生が認められていることをどう考えるか。それで、今後とも未知の要素について動物を用いた研究を進める必要性が指摘されていることをどう考えるか。

なお、ここら辺はリプロダクティブクローンのことを言っているのもあって、セラピューティッククローンの話に限定すべきというご意見もいただいているわけでございます。

次に、上の2つポチに対しまして、逆にヒトと動物には生物学的・医学的な相違があるため、将来のクローン胚の再生医療への応用を視野に入れた場合には、基礎研究の段階においても、人のクローン胚を用いた研究を並行して進める必要があるとするご意見をどう考えるかという問題提起をしております。

ウ、人クローン胚の作成の是非に関する検討。

関連する研究の現状を検討した上で、「自己ES細胞」による再生医療が実現した場合の恩恵は、生殖補助医療研究と同等以上のものと評価できるか。少し将来のことを言っているわけでございますけれども、次が「自己ES細胞」による再生医療の理論的可能性に関する基礎研究を進める意義をどのように評価できるのか。それから、「自己ES細胞」に関する試験管内の基礎研究の是非の判断において言われている安全性の問題はどのように関係するのか。研究を進めることにより、将来の医療応用の際の安全確保を図る意義があるとする主張は認められるか。

その他検討すべき要素があれば書くと。

以上を踏まえて、「自己ES細胞」を作成して再生医療に関する基礎研究を行

うための人クローン胚の作成を、例外的に容認できるかという結論を書くということでございます。

それから、未受精卵の提供者でございますけれども、これはヒト受精胚の場合と同様の整理ができるものでございます。

3、人クローン胚についての結論、最終結論の概略を再掲するということであります。

次が4、その他の「特定胚」についてであります。

(1)としてヒト胚核移植胚、ヒト胚分割胚及びヒト性融合胚ということを書いてございまして、13年の11月の総合科学技術会議の特定胚指針答申、お手元の資料でございますけれども、若干例えばヒト胚核移植胚がミトコンドリア病であるとか、あるいはヒト性融合胚については初期化の研究に有用である旨、若干記載しておりまして、そういう点を今後どう踏まえるか。

それから、ヒト胚分割胚につきましては、答申では有用性は低いとなっておりますけれども、久保先生らが不妊治療の研究で若干述べていらっしゃいます。したがって、先ほどの冒頭のクローン胚以外の特定胚の取り扱いを今後どうするのかということが問題になるところでございます。

(2)ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚及びヒト性集合胚、これにつきましては、有用性に関する特段の指摘はないということ。

それから、(3)動物性集合胚でありますけれども、現在作成が認められておりますけれども、具体的には研究の届け出がないわけございまして、こういったことをフォローすべきということに記載するかどうかということでございます。

以上であります。

(薬師寺会長)ありがとうございました。

この部分はごらんいただきましたように、ヒアリングをきちんとやった部分をきちんと出しているわけございまして、きょうこの会議で先生方のご評価、ご判断をしていただきたいというふうに思います。

いかがでしょうか。

(島園委員)この特定胚については、ほとんど指針への答申以後、議論がないように思うんですけれども、ここでこのようにある種の判断をしてあるのはどういう理由なのかということを知りたいと思います。

それから、ヒト性融合胚というのは、ヒトと動物の細胞を混ぜるようなものなのか、そうでないのかをちょっと知りたいと思いますが、それについてどうい

倫理的な議論があるのかということをお伺いしたい、どういうふうに理解しておられてこの素案を書かれているのかをお伺いしたいと思います。
(薬師寺会長)事務局、お願いします。

(外山参事官)素案を書いたというか、先ほどの項立ての中で、特定胚をどういうふうに今後取り扱うかというのは先生方のご議論でございまして、どうせい、ああせいということではございませんで、ここに書きましたのは、中間報告の取りまとめの際に若干議論したことが、項立てとなって記載があるわけでございます。そのことと、それからそれにヒアリングの際に久保先生からちょっといろいろこの生殖補助医療の関係で、不妊の関係であったことを踏まえまして書いたということでございます。

それから、先ほど申し上げました見解というのは、文部科学省の方が特定胚指針をつくる際に諮問してきたときに、それを踏まえて、この総合科学技術会議自身が答申しておりまして、それで先生方のご意見を踏まえて答申しておりますが、その際に述べたことを若干ご紹介したということでもあります。

それから、ヒト性融合胚につきましては、これは例えば牛だったら牛の核を除核して、それにヒトの体細胞を入れて胚をつくるようなことをヒト性融合胚と言っておりますけれども、学者というか先生方のご意見の中には、これによってミトコンドリアの病気の解明の研究ができるということで、以前もご議論というか、この総合科学技術会議の答申をする際にご議論があったというふうに聞いております。

(島園委員)その答申の結果は有用性の可能性があるけれども、倫理的に問題があるので、当面の間は研究を認めないとなっております。そして、その後今幾つか触れられた審議の中で、いずれも断片的なものでありまして、まとまった議論がなされていないと思うのですが、薬師寺会長にお伺いしたいのですけれども、そのような審議の経過を踏まえた上で特定胚について指針への答申以上の新しいことを何かクローン胚以外の部分について、まとめられるおつもりがあるのかどうかをお伺いしたい。

(薬師寺会長)私が会長職を受けたのは3月でございまして、過去の資料も読ませていただきました。それで、先生方のご判断に任せて取りまとめるのが私の仕事だと思います。ただ、会長として何も言わないのはいかがなものかと思ひまして、私は人クローン胚のことにしましては、中間報告書の中にきちんと書いてありますし、きょうも添付資料として出させていただきます。議論としては、

人クローン胚の議論を中心にやっていたのではなかろうかと、そういうふうな理解でございます。島藺先生、それで間違っていますでしょうか。

(島藺委員) 私は人クローン胚についての方が議論が多かったし、ある程度そこに焦点があるという前提のもとに審議が進めてこられたというふうに理解しております。

(薬師寺会長) それでは、ほかにいかがでしょうか。

(鷲田委員) 第3章のところですが、冒頭より自己ES細胞という概念がかぎ括弧つきで出てまいります。

まず、お伺いしたいのは、この自己ES細胞というのはある種世界で共有されているユニバーサルな学術概念として用いられているのか、それとも日本語の研究の中で使われている言葉なのかということです。

といいますのは、「自己ES細胞」という表現は、人クローン胚から作成した体性幹細胞を想起させますし、それから中間報告書の議論というのは、この「自己ES細胞」という概念をコアにして構成されていたのではなかったと思うんですが、改めて今回こういう「自己ES細胞」の議論が始まって、3章の議論がこれをコアにつくられている。そういうふうに変えられた意図は何か、ちょっとお伺いしたいんですが。

(外山参事官) 要するに、先ほどの特定胚をどう取り扱うという関係とのやじろべえ関係というか、シーソー関係があるわけですがけれども、先ほどご説明しましたように、人クローン胚等の特定胚という柱立ての中で、従前は特定胚全部、あれは8つか9つあったと思いますが、均等に分類的に述べてきたわけですがけれども、最終報告に当たって仮にこの人クローン胚の方を前面にというか、主にそっちの方を書くということになると、中間報告の段階ではそういう特定胚全体の分類の中からはいろいろ細分化されてきた中で、本文の中で繰り返し登場してきたこの人クローン胚の自己ES細胞というものが争点としてクローズアップされてくるのではないかということと、それから皆さんの先生方の論理立てがこのヒトES細胞研究を先ほど申し上げましたけれども、評価の延長線上に必然的にいわゆる自己ES細胞というものがどうするかということがあるということの2つの点から、こういうふうに例えばということで書いてございます。

それから、「自己ES細胞」という言葉がユニバーサルかどうかということでございますけれども、これはそういう形の英語、あるいはドイツ語ということはないと思います。ただ、これはより国民にわかりやすくという観点から、先ほど

申し上げましたけれども、中間報告取りまとめに当たって、昨年11月の第26回の基本的考え方の検討の際に、井村会長の方から修文されて、こういう形でどうかということを出して、それで中間報告でも使って、だんだん人々にはなじみ始めたというふうに思っております。

(勝木委員) 私はちっともなじんでおりませんし、自己ES細胞といったときには、例えば体性幹細胞みたいなものをすぐにイメージしてしまうものですから、最初にこれを項目として見ましたときに実はちょっとギョッとしました。

それで、実は事務局の方にメールを差し上げて、薬師寺先生の方にもお伝えするようにお願いしたんですが、せっかく人クローン胚の本質的な議論が起こっているときに、こんな新しいというか、珍しいというものを持ち出して、これでまた混乱するのはやや適切ではないので、これは先ほど鷲田先生がご指摘になりましたように、元に戻して頂きたい。項目の目次に出るようなことを今突然持つてくるのははなはだ混乱を招くことだと思います。

(高久委員) 確かに自己ES細胞という言葉は国際的には余り使われてないと思います。人クローン胚の議論で将来の難病などに対する臨床的な応用ということを見ると、自己ES細胞ということにどうしてもなるものですから、中間報告で括弧して正式な言い方の後に「自己ES細胞」と書いているならば、たしかあったと思いますので、私はこの説明をつけておればわからないわけではない。議論の中心はここになると思っているものですから、あえて反対いたしません。

(勝木委員) あまり議論のときに使ってこなかった言葉について議論すること自体が時間を使っているんだと思うんですね。自己ES細胞というけれど、本当に自己かという問題があるわけです。核移植した場合に、ミトコンドリアも違いますし、細胞質も違いますし、それからこの間動物実験の段階では、明らかにメチル化も違えばほかのエピジェネティックなファクターも違っていると、そういうことが現実に起こっているわけです。それは科学的な事実です。そして、ヒトは動物ですから、動物実験で行われたその根本的なことは同一だと思います。

したがって、自己ES細胞という言葉を使うことによって、それがあたかも確実に自己そのものであるかのごときことになると、そこで誤解を与えてしまうと思いますし、そういう形での議論はしてきませんでしたので、私は殊さらこういう言葉を使うことは極めて混乱を招くことだと思います。

(岸本議員) 僕は高久先生の言われるとおりだと思いますけれども、クローン胚を用いた研究とかというふうには書くと、これは一般の人に対するクローン人間

をつくるというふうなことにもつながって、ただES細胞をつくって再生医療とか、そういうことの研究をするんだという意味でかぎ括弧つきで「自己ES細胞」と書いているんですけれども、それでもぐあいが悪いというなら「クローン胚由来ES細胞に関する研究」というふうに書けば、それは正確で、そういうふうに書きかえたらいいんじゃないかと思えますけれども。

(勝木委員)ありがとうございます。賛成です。

(薬師寺会長)よろしゅうございますか。

ほかにご意見は藤本先生は医学者ですので、ちょっと一言。

(藤本委員)今のこれまでのディスカッションそのもので私も高久先生の意見に賛成です。名称はこれを理解してさえもらえていけばいいわけで、名前というのは。説明がついていけば全く問題ないことだと思います。

(勝木委員)違います。それは自己ES細胞の定義によります。自己ES細胞かどうかまだわからないんです。

(藤本委員)核は少なくとも「自己」であることは間違いありませんね。

(勝木委員)ただ、再生医療の場合にはそれが本当に自己と同一の遺伝子発現をしているかどうかということが問題になってきているわけです。現実にはそこまで議論が深まっているんです。

(外山参事官)あくまでご紹介ですけれども、お手元の資料の参考資料といえますか、ありますけれども、中間報告がございしますが、例えばその33ページを開いていただきますと、一番上の丸、33ページ以降からずっとこの言葉が使われておりますけれども、人クローン胚から作成した胚性幹細胞(自己ES細胞)という形で使っております、そういう形でパブリックコメントに出しております。

(薬師寺会長)このところでご議論がいろいろあるんですけれども、岸本案でよろしゅうございますか、高久先生、島菌先生。

(島菌委員)私は今「自己ES細胞」という言葉が非常に問題があると思っておりますが、医学者の先生方、それから事務局の方からのご説明の中で、科学的には正確ではないというふうに勝木先生がおっしゃっているのですが、国民にはわかりやすいとおっしゃるのですけれども、そのところにギャップがあるようで、なぜ科学的な正確さを省いて国民にはわかりやすいとおっしゃるのか、ちょっとご説明をいただきたいと思えます。

(薬師寺会長)そのところは一応は決着がついたので、前に進ませていただいてよろしいですか。位田先生、よろしいですか。

それでは、ほかのところはいかがでしょうか。

(高久委員) 全体として、第3章は今まで議論をしてきたことをよくまとめておられると思います。

ただ、7ページの下の人クローン胚の作成の是非に関する検討の中で、この言葉は別にして、ここに書いてあることを読みますと、自己ES細胞による再生医療が実現した場合の恩恵は生殖補助医療研究と同等以上のものと評価できるかということですから、これは全く対象が違うので、比較をすることはかなり難しいのではないかと思います。

(岸本議員) この前のところにもどこかにあった、今回も恩恵とか、そういうことをやるからややこしいことになるので、薬の何やらに使えるとか、何やら再生、そういうことではない、もっと純粋な意味での研究ということを考えるべきであって、だからそれが恩恵が生殖医療の恩恵より多いとか、何やらの恩恵はどうとか言うから、値打ちがどっちが上かとか、生命のどうかということになるんですけれども、そういう意味では研究がなければその先のことは何も無いわけで、それでこの前最後のところで高久先生が言われた卵の採取というところで研究目的では許されないというふうにはっきり書いてしまうと、研究がなしでどうして先があるのかということになりますから、そういうことは考えていただかなければならないのかと僕は思いますけれども。

(薬師寺会長) ほかにほかのところでも結構でございますけれども、いかがでしょうか。

(町野委員) ちょっと事務局に、先ほどの生殖補助医療との関係についてお伺いしたいんですが。セラピューティッククローニングによってもたらされる利益が、現在既に定着したと多くの方が考えている生殖補助医療と同じような、確かに質は違うけれども、程度の利益をもたらすと定着したと考えられるときに初めて許される、という意味ですか。

(外山参事官) そういうことです。

お手元の中間報告書の議論の流れを見ていただきますと、仮に一貫した論理で書くとするならば、ヒト受精胚と人クローン胚が仮にほぼ同じ地位というか、倫理的地位にあるとすると、仮に生殖補助医療で例外的に研究のための作成が許されるとしたときに、そのときに考えられているずばり比較衡量かどうかは別ですけれども、そういった判断というものが人クローン胚による自己ESとか、先ほどの人クローン胚から作成した胚性幹細胞の研究によって想定される恩恵といい

ますか、そういったものとパラレルといいますか、そういうパラレルに物を同等に考えられるかということを経理的といいますか、述べてみたということだけでございまして、それ以上でも以下でもありません。

(薬師寺会長) 町野先生、今の説明で納得されましたですか。

(町野委員) 少し私の思ったこととは違います。私が考えていたのは、例えば体外受精だとか、体外受精胚移植だとか、あるいはA I Dをも含めて、その程度に多くの人を受け入れるだけの恩恵というのが必要なのかという議論かと思って聞いたら、そればかりでなくて、要するに受精胚への干渉という点とクローン胚への干渉と同等なものとして考えた上でのご議論だということだったのですね。

(外山参事官) 事務局がこれ以上言うと僭越になると思いますけれども、仮に一貫して論理的にこう比較するのであれば、私が先ほど申し上げたような形になると思いますけれども、その辺のさじ加減というか、理論構成は先生方がご判断されてしかるべきだと、失礼ですけれども、思います。

(薬師寺会長) くれぐれもこれは事務局がつくっているわけではなくて、それぞれの項目にいろいろな視点がありましたので、そういう形で書かせていただいた。

それから、中間報告書を土台というふうに基本方針で入れていますので、その辺は事務局をお責めにならずに先生方自身を責めていただきまして、私を責めていただいて、高久先生も藤本先生も今の話はいかがでしょうか。

(藤本委員) ここで生殖補助医療というものをどうしても出さなければならない根拠があるかどうか、もっと別の表現で再生医療の恩恵というものを表現できないかと思うんですけれども、対比するには余りにもリアル過ぎるというか。

(薬師寺会長) わかりました。高久先生もそれによろしゅうございますか。

(高久委員) 研究という言葉が生殖補助医療にも入っていますので、無理に排除する必要はないかとも思います。さっきと変わらまして申しわけないですが、どちらでもいいという感じです。

(位田委員) 今のところなんです、ここはクローン胚そのものを作成すること、もしくはそれを使って研究することの是非を考えているので、確かにクローン胚と受精胚の地位が同じかどうかという問題ももちろんあるんですけれども、どうしてこのところで特にクローン胚と受精胚とを比較するのか。その理由は何なんだろうかと疑問に思います。クローン胚の中で、例えばクローン胚由来ES細胞等の研究とそのほかの仮に生殖補助医療研究にクローン胚を用いることがあり得るとすれば、そういうものとの比較というのは言えると思うんですけれども、

ES細胞の研究にクローン胚を使うんだと言っておきながら、このところで生殖補助医療が急に出てくるというのは、何か余り一貫しないような気がいたします。つまりクローン胚と受精胚を比べているのではないと思うんですけれども。

(勝木委員) 私は削除すべきだと思います。比較できないと思いますし、そもそも考え方からすると個別にそれぞれ考えるべきで、先ほど藤本先生がおっしゃいましたけれども、恩恵と倫理というのは比較衡量できるものでは恐らくないと思うんです。しかし難病で苦しむ患者さんがいらっしゃるって、それもまた倫理的な問題としてあって、それを救うには生命の萌芽とはいえそれを滅失せざるを得ないというぎりぎりの判断を要求されていると思います。したがって、何かと比較するということはなかなかそれはこういうところに書くのははなはだ無責任だと思います。

(町野委員) 私は事務局を別に責めたつもりでも、削除を要求したつもりでも毛頭なくて、むしろ非常に私はおもしろい考えといえますか、議論のしやすいことだというぐあいに思ったのでお聞きしたのです。ただ、同じように人クローン胚と受精胚を使うという研究では同じである、あるいは医療では同じであるという前提で出発されていると承りましたけれども、それは恐らくそうではないのであって、生殖補助医療はつくられた胚をそのまま出産に向かうということが基本ですね。ところがクローン胚については、それはヒト胚を最終的に棄滅するわけですから、かなりタイプが違うので、その点でのパラレルというのはあり得ないと思います。

議論の仕方としてはいいのではないかと思ったのは、セラピューティッククローニングがどれだけの恩恵をもたらすか、いずれにせよある程度の恩恵をもたらすときには、比較考量論によるのか、あるいは人間の尊厳に反しないというのか、いずれにしてもとにかく許容するという議論があるわけですね。そうすると、どのような恩恵ということを我々はイメージしているのかということを示すのに一番わかりやすいのは、もしかしたらこのような例示によるということではないのか、と思ったのです。そうだとすると私は非常に削除しないで何かの格好で生かした方がいいんじゃないかということです。

(薬師寺会長) また、だんだん大体まとまりかけていたんですけれども、恐らく基本方針の中で論理一貫性が必要だろうと、こういう議論がございます。それで、今の結論でここは終わりに、町野先生のお考えの最後のちょっと手前のところで終わりにしたいと思うんですけれども、そういたしますと、人クローン胚の倫理

的位置みたいなものがある、そしたら受精胚とクローン胚ということになりますと、そういう論理一貫性をややこの図の中で見ると、そういう議論が可能であると、そこに一貫性という中に書いてある。ところが先生方の話では、やや応用の部分、例外の部分で医学の方から見るとやや違うということでございますので、その辺はテイクノートさせていただきたいというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

次にほかにいかがでしょうか。7ページ、ずっとごらんいただきまして、いかがでしょうか。

(勝木委員) そのすぐ上なんです、イの関連する研究の現状の検討ということの2つ目の丸でございます。体性幹細胞の研究の展望についての評価ということに自己ES細胞を用いた再生医療の研究を進める必要性が否定されるかどうかという何か難しい質問をなされているんですが、これはどういう意図なんでしょうか。むしろ今まで質問は再生医療にとって本当に必要な具体的なものが、自己ES細胞をつくることによって研究が開けていくということの事例が本当にあるのかどうかということが聞かれているのであって、その上で議論しようということになっているのではないのでしょうか。これだと何か必要性が否定されるかどうかと、必要性はあるんだよということを前提にして、否定されるかどうかという言い方をされていますが。

(薬師寺会長) いえ、先生、文字どおりされるかどうかと疑問を呈しているわけですので、その辺をご判断いただきたいというふうに思います。特にそういうことではないと。

(勝木委員) むしろ具体的にこの場合、この間どなたかが出された参考資料などを見ますと、体性幹細胞を使って治療をして、それが後にどうも違っていらしいというような結論が出ているわけですので、まだまだ未成熟な段階でこのような質問をするには早過ぎるのではないかと私は思います。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか。

(位田委員) ちょっとまた元へ戻って申しわけないんですが、自己ES細胞、ここはクローン胚由来ES細胞ということのようになったと思いますけれども、それが第3の1.の(1)にすぐ出てくるというのがちょっと問題だと思います。私は、こういう書き方だと、人クローン胚をつくるということがある意味では認められて、だからES細胞をクローン胚からつくる研究をするんだという、そういう印象を与えてしまわないかと思います。まず人クローン胚をつくること自体

が問題であって、それをつくることを仮に認めるとすると、認める場合は再生医療に使うためにES細胞をそこからとるんだという話なので、こういうふうを書いてしまうと、すぐクローン胚だ、ES細胞だと直結してしまうので、若干危惧をいたします。したがって、クローン胚作成というのをこの1.と(1)の間に1項目入れる必要があるんじゃないかというふうに思います。

(薬師寺会長)わかりました。そういうご提案を承っておきます。

ほかに先生方。

(藤本委員)言葉の使い方なのですが、この漢字の人がいいのか、カタカナのヒトがいいのかという論議はかねてありました。ここにおける人クローン胚という表現、この漢字の方がよろしいのでしょうか。

(外山参事官)これは法律でこういう用語を使っております。

(薬師寺会長)中間報告の中にも入りました。

(位田委員)クローン法がそうです。

(薬師寺会長)クローン法がそれです。

(島藺委員)未受精卵の提供者というところが8ページのところがございます。これは前回大変問題になったところで、ヒト受精胚の場合と同様の整理ということですが、前回はとにかく3まで全部終わらせるんだという会長のお話だったので、まだ議論はする必要があるけれども、先に行くというようなことだったと思います。そして、きょういただいたこの資料も大変深く関係しております。戻っていただいて、5ページへ戻りますと、ア、イ、ウ、エ、オと書いてあるわけなのですが、イが「議論の余地」と書いてありますが、このエとオのよくわからない、このようなものが今どうなされており、本当に問題がないのかどうか、ほとんど検討をされていないというか、この中で聞いていないことなのですけれども、これも全部議論の余地であろうと思います。そして今日いただいた資料、これの中で産科婦人科学会のこれまでの審査ではその辺はどのようなふうに検討されていたのか、これを見ますとそういう問題について余り触れていないように思われるのですけれども。

それから、この資料で申しますと非常に詳しく記述されたものと例えば69番とか53番のように、ほとんど記述がないようなものがございますが、どのような審査をなさり、その記録はどのようなふうに残っているのか、その辺を、卵子の提供ということと含めてこれまでの産科婦人科学会の審査のご様子というものを伺わせていただければと思います。

(薬師寺会長) 私の前の工、才に関しましては、科学的な知見でヒアリングの中で入れた、伺ったものをそういうふうにしたということでございまして、評価に関しましてはぜひ先生方の方でしていただければよろしいのではないかと思います。

それから、藤本先生、今のことに关しまして。

(藤本委員) 資料の提出にちょっと時間がかかったことをまず最初に学会にかわりましておわびしたいと思います。ここに85項目の研究題目が出ておりますが、これらすべては一定の様式に研究題目、方法等々の項目を記入し、しかも先ほど事務局から説明がありましたように、IRBのことにも承認等の記載をしまして、申請を学会に出しております。学会はそれを書面上だけですけれども、審査いたしまして、そして受理しているという状況です。

島園先生の質問のポイントを私はちょっと聞きそびれたと思うんですが、特にどういうふうにお答えすればいいでしょうか。

(島園委員) 1つは、審査の記録というものが残って拝見できるようになっているかと。

(藤本委員) 申請書類、登録申請書はすべて保存されておりますので、それはありますので。

(島園委員) 倫理審査の方の記録はどうなっていますか。倫理審査の委員会で審査をなさっているということでしたので。

(藤本委員) 書面審査です。

(島園委員) その委員会の記録というものは残っておりますか。

(藤本委員) 会告に基づく研究については、各IRBの記録があると思います。ちょっとその委員会記録につきましてはごめんなさい。事務局レベルでお答えできると思います。

(薬師寺会長) それはまた事務局もそれに関しまして調べさせていただきます。

(岸本議員) 今、島園先生が言われた部分、この前の議論の最後のところで終わりになって、議論の余地と書いてあるわけですがけれども、クローン胚をつくるという観点から見ると、一番問題になるのは卵子をとってくるということが一番問題になる。人に一番影響を与えるところで、韓国のクローンの研究も後からそういう問題が議論されておるわけですし、そういう点で見ますと、イの生殖補助医療目的の採取の際にあわせて行う未受精卵の採取というのを認めるというふうに書いてありますけれども、これはもし性悪説に立つと、そのたびに余分にとっ

てしまうというようなことも起こり得るわけです。というのは1番目の研究目的のみを目的とした未受精卵の採取は認められないものとするというふうにはっきりと書いてしまいますと、前のときに高久先生が言われたように、クローン胚由来のESをつくって再生医療にどうのこうのというのはまだ現実かどうかもわからないし、いろいろな問題も起こるかもわからない。いろいろな問題のあるときに、研究目的ではなしにこれはこういう目的ですよとってとるわけにはいかんわけで、だから研究目的のためにとることをいけないというふうにしてしまうと、2番の方に流れてきて、無理にとってしまったりするようなことが起こることもある。そのところがアとイとどういうふうを書くかということは重要な問題だと思います。

研究なくしてその先はないわけで、今の段階ではクローン胚からのESとかはいろいろな研究の段階であって、いつも勝木先生が言われるように、動物ではいろいろなまだ問題があります。だけれどもある程度並行していろいろな面で研究は必要だろうと思うんです。それは使えるとか、使えないとか、害を及ぼすとかということではなしに、これはあくまでも研究であって、しかしそれは将来においてそういうことで難病の人に役に立つ可能性を大きく秘めているという面での研究という意味で、研究目的の採取を禁止するというふうにしたら何もかもそこで終わるということになるのではないかと。

それから、手術でとったというのは、これは、卵巣嚢腫なんかはたくさんとられているわけで、そこにはたくさん卵があるわけで、それはちゃんとしたインフォームドコンセントで使えるかどうかということをはっきりして使えば、それが一番侵襲がなくしてやれる方法、それが一番今の時点ではもし使うとしたらそういうことではないかと思えますけれども。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

(勝木委員) 今の岸本先生のお話ですが、動物でいわゆるクローン胚が正常に発生していて、しかも核移植によって正常性が打ち破られていないということがわかっているなら、それはヒトで多少危険があって、予見できないものがあつたとしても、進めていいという意見もあり得ると思うんですね。だけれども、今はそうではなくて明らかにヒトが動物である以上、11種類の動物で同じ異常なことが起こっているのだから、ヒトでもまた同様のことが起こるだろうと考えるのが普通だと思うんですね。

それで、岸本先生が委員になられる前に議論されてきた大きなポイントは、ヒ

トの胚については、原則として研究目的の胚は作らないということでした。滅失することがあらかじめわかっているような、あるいはほかのものに変えるようなことをすることについては、医療研究のために百歩譲って認められたとしても、数を少なくすることはヒト胚に対して必要な配慮であろうと思います。しかも動物実験や何か理屈がきっちりあって、正常だということが少なくとも明らかであることは重要な観点ではないかと思います。それが、ヒトの胚について特別視するという具体的な内容だったわけです。ですから、そういう意味で私は先生がおっしゃる研究を進めなきゃいかん、何かを試す、それは全く賛成です。賛成ですが、今それは動物実験等で、原理的に医療応用の目的達成ができないかもしれないという段階に、今あるんです。できないかもしれないということが出ていることが問題なんです。

(薬師寺会長) その話は重要な話だと……。

(勝木委員) というよりも、岸本先生がそれに反論をなさったから私は反論しているんです。十分聞いていただきたい。私はそのことを無視されたらこの議論は成り立ちません。

(薬師寺会長) 勝木先生のお考えも了解しています。

岸本先生、いかがですか。

(岸本議員) 全体の個体になっていくと、いろいろ問題が動物でもあります。しかし、ある一つの細胞だけを、あるいは臓器だけをつくると、それで短期間にそれを使うとか、いろいろな考え方はあると思うんですよ、その細胞組織をリプレイスしていくとか。そういうことを並行してやって、ここは動物でいって、そうするとこれもヒトでもいけるのではないかというときになって始めるというのでは遅いのではないか。

(勝木委員) それはそうおっしゃいますけれども、そのこと自身がヒトに内在している、生き物としてのヒトに内在している法則なんですよ。自然の法則なんですよ。ですから、そのことについて医療という観点、ヒトを変えるという観点においてそれをやることについての議論を3年間やってきたんですから、ですからその動物についてはそれを事実として皆さんに認識していただきたい。私はこれについてもものすごく責任があると思いますよ、それでもしこれを無視するのであれば。

(島園委員) 未受精卵等の提供者について、薬師寺会長は皆さんでお考えくださいとおっしゃいました。今、これはまとめの段階で議論の余地があるというふう

ここに書くということは、そのままここは議論の余地があって、未受精卵の提供というのは難しい問題があってクリアが大変なんだということを書かれるということになるんだと思います。そうじゃなくて、それと違う話になるのであれば、ここで十分にそうではないと、未受精卵の確保の見通しがあるんだということを経験の末に明らかにされるということになるはずですよ。先ほどおっしゃったことはそれほどのことをあと一、二回でおまとめになるということ、ここについては大変議論の余地があるままであるということを経験がお認めになっているというふうには……。

(薬師寺会長) 私はまとめるのが仕事です。それで、医学者ではございません。それで、この件に関しましては、必要条件と十分条件が整わなければだめで、単にいわゆる普通のインフォームドコンセントとか、そういうものではなくて、社会ルールをつくらなければ、これは避けて通れない問題だというふうには了解しています。書くとするならば、そういうような書き方をさせていただきます。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) 幾つかございますが、3の1の(1)の2つ目の丸、「クローン胚の作成について倫理的な検討を進めることを求める意見がある。」というのは、多分研究の背景 研究の現状という中で書かれる話ではない、と思うので、これはむしろ次の7ページの頭の2.の(1)位置づけに関する考え方の方ではないでしょうか。というのは、先ほど私の構成案を取り入れていただいたと、きょうもおっしゃっていただきましたが、必ずしも私の考えのままではないというのをもう一度申し上げておきたいと思っておりますけれども、それはそれとして、この1の「人クローン胚の研究の現状」というのは、やはり科学的な記述の部分であると思っております。それについて倫理的検討を進めることを求める意見があるというのは科学とは違う話だろうと思うので、これはむしろ人クローン胚の位置づけの話に入れるべきだろうと思っております。

それから2つ目に、自己ES細胞もしくはクローン胚由来ES細胞について、クローン胚の研究について扱うという方向が示されておりますけれども、これはES細胞以外のクローン胚を用いた研究というのは基本的にない、もしくは禁止するという、そういう趣旨で理解していいんでしょうか。科学的に、そこからES細胞を取り出すという研究以外のことは考えなくていいんでしょうか。それをちょっとお尋ねしたい。

それから3つ目ですが、7ページの(2)のア、イ、ウとありますけれども、

そのイ以下では、例えばイの最初の丸のところは「段階に達したかどうか。」それからその次には「されるかどうか。」云々で、いろいろ「どうか」という疑問文形式になっているので、この疑問文形式になっているのは、先ほど会長が7月とおっしゃいましたけれども、これからここを議論して詰めていくというのか、それともこういう疑問形にはしているけれども、会長のご判断で一貫した論理で報告書を書かれるのかと、そういうことです。

(薬師寺会長) このところは先生方にお聞きしているわけでございまして、ご判断をいただければいいという……

(位田委員) ということは、議論をすることもあり得るといふふうに理解してよろしいんですか。

(薬師寺会長) なかなか巧みなご質問をいただきましたけれども、私の進め方が、やはりかなり無理があるかわかりませんが、仕事をしなければいけないという点からいいますと、4章まで一度やらせていただいて、そしてまだ残っている部分はそのままお出しすると。それから、やはりこのでき上がったものの中で一つの考え方を出す、非常に粗い成文案みたいなものは同時並行で用意すると。ただ、この文章のところで、やはりまず決着がつかない部分もございまして、それはそれも出させていただいて、ある一つの一貫的な議論で、そしてそれに対してご疑義がある場合は、基本方針でございましたように、その部分について指摘していただき、どうしてもその文が直らない場合には、やはりその部分は少数意見とする。それがいつ、どういうふうになるのかというのは、もう先生方のご努力次第だといふふうに思います。私が独断的に、そういうふうにするつもりはございません。ただ、案としては、やはり進める以上は、たたき台は出させていただくということになるかと思っておりますけれども、よろしゅうございませうか。

(外山参事官) 会長一つだけ、ちょっと。

(薬師寺会長) はい、どうぞ。

(外山参事官) すみません。

2番目の位田先生のご質問の中で、人クローン胚をつくるこの目的というか、ここで自己ES細胞だけ書いてあるけれども、そのほかのことはどうかということでもありますけれども、これまで議論されている典型例というか、主たる議論が、このクローン胚由来のES細胞だったわけで、こういうふうにとまとめさせていただいておりますけれども、あるいは先ほどの3の特定胚のところのご紹介にあり

ましたような、初期化そのものを研究するであるとか、その他クローン胚をつくることによって、それからES細胞まで行かない段階での、さまざまな研究もそれはあるんだろうとっておりますが、事務局としては重点的にこれまで議論されたことだけを、概要素案の段階でありますので書いたということでございます。

(勝木委員) ちょっと、基本 はい、どうぞ。

(薬師寺会長) まず位田先生の方から。

(位田委員) 私も、基本的にはクローン胚由来ES細胞が中心だと思っておりますが、先ほどおっしゃったように、やはり初期化の研究というのは前から少し話題には上っておりましたが、そのことは余り議論はしておりません。したがって、こういうふうな第3の1.のところで(1)(2)(3)と、こういう形で書かれると、やはりES細胞研究に限定されるように思います。私、先ほど申し上げましたけれども、やはり我々はクローン胚の作成そのものの是非を考えているので、こういう書き方をされると、これ以外はないというふうに理解されやすいですし、ないというご判断をこの調査会でやるんだったら、それはそれで私は構いませんけれども、もしそうでなければ、ほかの可能性もあるんだということであれば、それも当然どこかで議論する必要があるんだろうと思います。

(薬師寺会長) テークノートをさせていただきたいと思います。今私が申し上げたら、また火を注ぐようになりますけれども、人クローン胚というのは、外国の例はあるわけでございますけれども、いろいろな面で実証的なものがない、そうすると、やはりきちんとした必要条件、十分条件、いろいろな点を論理的に、論理的に詰めようにも、やや限界があるところがあると。そうすると、やはりやや強い可能性、それから研究の倫理、そういう社会ルールということで、やはりクローン胚のところはどうするかということを考えざるを得ないと、そういうふうに私は素人なりに思っているということでございます。

申しわけございません。それでは第4章の方に行かせていただいて、これもなかなか重要なものでございます。

(勝木委員) 先ほど、島菌先生が出されたエとオというのをどうなさるのか、後で議論していただいて構いませんけれども、私は削除すべきだと思っておりますが。

(薬師寺会長) 何ページですか。

(勝木委員) 6ページのエとオです。これは突然前回出て事務局からいろいろ、これはどこで発表したとか何とかいろいろおありだと思っておりますが、インテン

シブに何も議論はしておりません。

(岸本議員) ヒアリングをしたときに言われたと思うんですよ、工とオが一番の材料として 材料と言うとなんですけれども、侵襲なくとれるものであると。これを抜いてしまうと全くできないという、そうしたらそれぞれの人から侵襲を加えて韓国のやったようにしてとるのかと、クローン胚をつくることを考えると、一番ネックになるところは未受精卵を採取するという段階ですよ。それが侵襲なくとれるという、そういう意味ではだれにも迷惑をかけないという意味では、この手術でとられた卵をちゃんとインフォームド・コンセントをして使うとか、あるいは体外受精をしたときの未受精卵を使うとか、そういうことしかクローン胚は現時点ではできないのではないかと。だから、こちらの方が僕は重要ではないかなと。もし実際にあるとしたら……

(薬師寺会長) ちょっとそこの議論はもうこれで。両方のご議論がぶつかっているということは了解しております。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) まさにぶつかっているから書いておいて、これを認めるかどうかを議論するという方が妥当なんじゃないか。つまり、削ってしまったら認めないということに結論づけられるでしょうし、この間あったように、インフォームド・コンセント云々というのが入ると、これはやっていいという話で進むように思いますので、項目だけを挙げておいて、それをやっていいかどうかを議論をするという……

(勝木委員) もしそうなら「議論を続行する」とか何とか書いておいてくださらないと、これはあたかも認めたように私には強く 岸本先生がおっしゃったことですが……

(薬師寺会長) ご意見は伺っておきます。

石井先生、どうぞ。

(石井委員) 今の点は、議論をするということをはっきりしていただきたいと思えます。

もう1点、さかのぼってしまってすみませんが、テークノートするということの意味です。結論的にどうなるのかがわからなかったものですから。先ほどの再生医療と生殖補助医療の研究の恩恵を比較するかどうかというところです。生殖補助医療の研究自体について、ここでその是非を論じたことはないのです、それをもとに、それと同等だったら認める余地があるかのような比較の仕方は適当では

ないと思います。

(薬師寺会長) かしこまりました。ほかの先生方も、それはそういうことはおっしゃいましたので、そういう意味ではテークノートでさせていただきます。

私は、繰り返し申し上げますけれども、やはり一貫性ということを知くためには、両方のお考えをベースにしないとだめなので、そういう点で聞いているということでございます。

(勝木委員) 一貫性というのは道理が通るということですね。

(薬師寺会長) はい、そうです。全くそのとおりです。道筋がきちんと通るといふふうに、基本の中で書かせていただきます。

それでは、第4章の方に入らせていただきたいと思ひます。ちょっと時間が押して申して申しわけございません。

では、事務局の方から簡単にご説明お願いします。

(外山参事官) この第4の制度的枠組みでありますけれども、中間報告のまとめの段階では、いろいろ各制度のメリット、デメリットということは論じられておりますけれども、どういふ制度を提案するかということとは不明確な状況になっておまして、ただ検討の状況の中で、当面はガイドラインによる規制をもって対応することを支持しつつも、将来的にはヒト受精胚等に関する法令の必要性に関する検討も視野に入れて、国民的対話あるいは国民的議論を進めることを求めるというふうな言い方になっております。ただ、一貫したということになりますと、仮に制度を提案するのであれば、提案する理由も含めて整理が必要だということでございます。

1、基本的考え方でございますけれども、ヒト胚の「人の生命の萌芽」としての尊重のための枠組みの実効性確保のための制度が必要ということでありまして、これが2年期間にあったわけでありまして、新たな問題や課題発生を未然に防ぐ役割も必要と。社会的受容のために研究内容の透明性の確保が必要と。ヒト胚の作成・利用の範囲の制限には、個別の研究について審査が必要。ヒト胚の作成・利用の範囲の制限内容についての透明性も必要。これは、それを容認した場合の前提つきの話でございます。

2、制度の形態でございます。

(1) 研究目的でのヒト受精胚の作成・利用について。

生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用については、現在学会の会告だけのものを国としてガイドラインを整備すべきだということ。それから、こ

の難病研究目的でのというのは、言葉は練れておりませんが、先天性の難病という意味でありまして、この目的でのヒト受精胚の作成・利用を認められる場合、仮に認められるとするならば、これにも国としてガイドラインを整備すべきではないかということ。

(2) 人クローン胚等の特定胚の作成・利用について。

人クローン胚の作成を認める場合には、個別の案件についてその必要性を審査する枠組みを検討すべきではないかということ。それから次に、現行のクローン技術規制法及び特定胚指針の枠組みに変更を加えるべきかということでございます。あるいは逆に、クローン技術規制法が施行されて3年たつわけでありましてけれども、こういった枠組みで、何らこういった枠組みを加える必要性が生じているのかといった議論もあろうかと思っております。

(3) その他でありますけれども、「ヒト胚の保護」と書いてございますが、ヒト胚小委の報告では、ヒト胚自体は法的な権利主体と言えないということで、法規制までは生じる必要性がないということを述べておりますが、この専門調査会の議論の中には、若干この胚保護という意味合いのご議論もあったやに記憶してございまして、念のためにヒト胚保護に関する法令整備の必要性の検討も将来的な視野に入れるべきかということを書いてございます。

あとは、構成上、第5のむすびということで、当調査会が議論できなかった点であるとか、いろいろ書くという構成になっておりまして、最後に関連する資料を別冊参考資料としてつけるという構成でございます。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

今、垣添先生がおいでになりましたので、よろしくどうぞお願いいたします。

それではご議論をしていただきたいというふうに思いますが、つまり、原則認められない、その場合に例外としてやる場合にどのようなガイドラインをつくるべきなのか。そういうような法的な問題をどうするのか。制度つまりここが一番重要なことで、社会規範を我々はつくらなければいけない、そこが問題です。

お互いに倫理上の立場から議論をしているわけではなくて、あるいは科学の立場だけを議論しているわけではなくて、それを総合して、今の社会規範として科学的な知見、倫理的な知見を含めて、どのように今はルールをつくれればいいのか、ここが第4章のところでございます。この辺は少し法律の先生、位田先生、何か

特別この部分に関してございますか。ご指名で申しわけございません。

(位田委員) いつも突然指名されますので……

(薬師寺会長) いやいや、すみません、どうも。

(位田委員) もうちょっとゆっくり考えて、本来なら発言したいと思いますが…

…

(薬師寺会長) すみません、それでは後でも結構でございます。

(位田委員) 結構でございます。とりあえず一言ふた言、言わせていただきたいと思ひます。

基本的考え方、例えば実効性確保とか透明性、個別審査もしくは内容についての透明性というのは、必ずしも中間報告ではそういうことは明らかにされてはいなかった、ここで書き出されるというのは非常に重要だと思ひます。

ただ問題は、制度の形態という話で、この特に第4の制度的枠組み全体が、ほとんど議論をしていなくて、確かに1回か、もしくは1回半ぐらいは若干の議論はしたかと思ひますが、そんなに詰めて議論をしたわけでもありませんし、それからガイドラインによるというのも、本当にガイドラインでいいのか、それからガイドラインの実効性、そういった問題について、きちっと詰めないできました。法律をつくるのは、なかなか時間的に難しいし、それから法律をつくることに対する反発もあり得るといふことで、法律よりは今のところはガイドラインの方がいいんじゃないかなといふのが井村会長のご意見でありましたし、それを中間報告では「委員の見解の大勢は」といふ表現になっています。けれども、そのところは必ずしも、きちっと議論を詰めて、どういうメリットとデメリットがあるかといふことを、必ずしもはっきりさせないまま、中間報告に至ったといふ気がしています。

したがって、ここではやはり法律をつくるといふこと、それから法律ではなくてガイドラインをつくるといふこと、それぞれについてのメリット、デメリットをきちっと書き込んでから、最終的に政策判断としてガイドラインをつくるといふのであれば、それはそれで構わないと思ひますね。私は、必ずしも絶対法律でないといふかといふ固執をするつもりはありませんが、しかし、私自身の考えとしては人の胚の取り扱いといふ、人間の生命の根本にかかわる基本的問題については、基本的枠組みは法律でつくって、しかし余り法律に細かいことを書いてしまうとがんじがらめになりますので、基本的枠組み、もしくは審査制度は法律に書き込んで、具体的な運用はガイドラインによるといふ方が私は妥当だと思ひ

ます。けれども、その辺はやはりきっちり議論をしていただいた方がいいと思います。

(薬師寺会長) 町野先生、申しわけございません、ご指名で。法律、法学者ですから。ちょっとお願いします。

(町野委員) それでは、ちょっと問題を整理ということ。

一つは、やはり我々が取り扱わなければいけない問題の領域ですね、それをまず確定しなければならない。

(薬師寺会長) 領域。はい。

(町野委員) 何回も申し上げていることですが、「ヒト胚の人権宣言」をつくるということはやめた方がいいと思います。まずつくってどれだけの意味があるかといえば、「日本はヒト胚を大切にしています」というような、シンボリックな意味しかない。他方では、前回申し上げましたとおり、人工妊娠中絶における胎児の保護の問題を避けて通るとするのは、倫理的に問題があると思います。

2番目に、ここではいわゆるヒト胚の保護一般の問題ではなくて、ヒト胚研究における人間の尊厳の侵害、それはどの範囲で許されるかということが問題です。ヒト胚の取り扱い、それへの干渉が人間の尊厳に反しないか、どのような条件において許されるかということの問題にするわけですが、その中でも今のことが問題になることは、ヒト胚研究について言いましても生殖補助医療があるし、胚段階での遺伝子治療があるし、受精胚診断、出生前診断、着床前診断、たくさんあります。これ全部を検討するわけではなくて、ヒト胚を用いた研究ということについて検討するのだということで、皆さんの合意はでき上がっていると思います。このところでヒト胚一般の保護を検討するということになりますと、これはもう5年ぐらい必要だということになると思います。

第2の問題は、規制の正当性と規制の形式の問題です。まず「規制ありき」というのは私は誤りだ、少なくとも不当であると私は思っております。一つの倫理的な規範、これは倫理的な規範であることは間違いのないわけですが、それを強制することは許されるか、そしてそれはいつかが問題なのです。そのような倫理は認めないという人に、それを強制することが許されるかという問題なんです。このときに、単純に、倫理違反だから許されないとは到底言える問題ではない。しばしば、公共の福祉という概念で説明されておりますが、その中の内容は、単純に倫理規範が妥当しているのが公共の福祉だという議論ではないのです。人々に何らかの害悪を与えるからこれを規制する、それが公共の福祉論の基本的な意味

です。

したがって、どのような害悪があるかを明らかにした上で議論するということが必要だろうと思います。それで、今のようなことは、どのような規制形式によるか、行政的な倫理規範によるか、あるいは法律によるか、それはいずれにおいても問題になる場所ですから、法律においてだけ、これが問題になるということではないということです。

以上は規制の正統性、レイシティマシーの問題ですが、さらにその先には、果たして規制を加える必要があるのかということも問題です。もし規制を加えなくても、不都合な自体がないとするならば、これは必要がないだろうと思います。しかし、人の生命は大切であるということをはっきりさせるためにこれをつくるべきだという見解もありえます。これはシンボリックな効果なんですけれども、これを好むかどうかというのは、かなり最後は趣味の問題に近くなってくる場所がありますけれども、私としては、お題目主義、スローガンの羅列は余り好きになれない。

3番目の問題は、現行法は一体どうなっているか、そしてこれを変える必要があるかの問題です。現在、クローン技術規制法と、その委任を受けた特定胚指針が、人クローン胚を含めた特定胚の作成、使用、研究について規制しています。それからES指針が、余剰胚を使用して行われるヒトES細胞研究について規制をしている。それ以外のヒト受精胚の作成等については、法律あるいは行政規範による規制というのはなくて、現在のところは産科婦人科学会の自主規制にゆだねられているという現状です。これを変えるかが問題です。

私は、結論としては、これでいいのではないかと思います。しかし、受精胚の問題について、産科婦人科学会にゆだねている現状が問題であるという意識はかなりの人が持っているわけで、私も失礼ながら、藤本先生隣におられて失礼ながら、かなりやはりきちんとこれはやるべきであったのに、これが余り表に出ないでやってきたということで、やはり現在の不信感を招いているところがあるので、この産科婦人科学会がきちんとした体制をとるかということで、これから対応するか、あるいはもうそのことに期待しないで、ES指針のような倫理指針をつくるということになるかということが残っているんだろうと思います。

以上です。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

石井先生。

(石井委員) 私も、ヒト胚は人ではないのですから、人権宣言をする必要はないと思います。

規制の正当性・根拠を明らかにするために、法に基づいて規制する必要がある。なぜ規制できるのか、それは国会で定めた法律に基づいて規制するのだということによって、規制の正当性を示す。そのためにこそ、法律が必要ではないかと考える。

そして、制度の形態「国としてガイドラインを整備すべき。」と書いてある点については多分合意できると思うのですが、裏に法律が必要ないという前提があって、ガイドラインによると書いているとすれば、ここから書き始めることについては問題があると思います。やはり法律が必要かどうかというところから論じていただきたいと思います。

(薬師寺会長) わかりました。

今、法学者の先生方をお願いをいたしましたけれども、医学者の先生方はどうでしょうか。南委員いかがでしょうか。突然のご指名で申しわけございません。

(南委員) 先ほど位田先生がおっしゃいましたように、法規制が必要かどうか、また、法規制によるメリットとデメリットなどを、議論を尽くした上で、それでどういう部分では法令でやるべきであるけれども、それ以外の部分はガイドラインでという具合に、問題を整理して議論をする必要があるのではないかと思います。

それから、せっかく指名していただきましたので、ここで申し上げるのが適切かどうかちょっとわからないんですが、基本的考え方の中に「研究内容の透明性の確保が必要」ということが書き込まれましたので、これにかかわることですけれども、前回、西川先生が、科学的なこと、たとえば動物で十分か十分でないかなど、その辺をきちんと一度議論を尽くしたいと、そういう場を設けましょうとおっしゃったんですが、時間的に不可能なのかなと思っておりましてすけれども、もし可能であるならば、ぜひ、この場でやっていただけないかなと思います。私は根本的にはやはり専門家のお立場を尊重するというのが個人的な意見でもありますので、これはぜひお願いしたいと思っております。

(薬師寺会長) わかりました。

(岸本議員) ちょっと質問なんですけれども、「制度の形態」のところの「生殖補助医療研究目的での」云々とありますけれども、生殖補助医療というのは体外受精のことですよね。体外受精はもう100人に一人の子供が今体外受精で生ま

れるので、ここで今議論していることは、別に生殖補助医療のことを議論しているわけではないので、この第4章の「制度的枠組み」という中になぜこれが要るのか。あるいは「先天性難病研究目的での」と、この2つを書いているわけですが、けれども、こういうことを今、ここでのことと直接つながるのかと。

(薬師寺会長) これは、そういう研究ですから、進めるという意味での もう研究しなくてもいいという議論もあるかも知れませんが、研究ということだと思えますけれども、先生このところは。

事務局はどうでしょうか、そこの辺のところは。

(外山参事官) 釈迦に説法になりますけれども、ヒト胚小委員会の報告では、あらゆる面において、その研究目的での受精胚の作成・利用については認める見解をとってこなかったわけです。実際に、生殖補助医療の研究で日本産科婦人科学会が会告に基づいて研究されていたとしても、国の審議会あるいはこういった生命倫理委員会で、国の立場としてそれを倫理的に認めてきたという経緯にないことから、仮に今回ヒト受精胚の作成・利用を生殖補助医療で認めるんだとすると、さっきの町野先生のいろいろなご議論もあるけれども、今までの大方のご議論としては、学会に任せるのではなくて、一定の国のガイドラインが必要ではないかといった意見が大半だったために、ここに書いたということでございます。

それから、難病研究の目的については、これは先ほどの先天性難病のところ、本当に研究の要請が本当にあるのがどうなのかといったところはまだペンディングでございますので、これはまた別の議論だというふうに思っております。

以上であります。

(薬師寺会長) そういう了解だと、私も、はい。

勝木先生 では、藤本先生の方が先で。すみません、どうも、よろしく願いいたします。

(藤本委員) 一つ確認したいんですけれども、国がガイドラインをつくるとか法律をつくる、それは国としての責任の中で行われるんでしょうけれども、その前提には、例えばこの生殖医療においても、何か予想されるガイドラインの規定あるいは法律の規定に反するという事実があったときに、法律なりガイドラインというものがつくられるというふうに行くのが普通じゃないかと思うんですね。そういう事実がどういうふうにあったのかは別にしておいて、事実がないときに想定して、そういうことが発生するだろうということを想定してガイドラインをつくるとか法律をつくるという、この考え方についてちょっとお聞きしたいと思

ます。

(外山参事官) よろしいですか。

これも釈迦に説法になりますけれども、中間報告の段階で法令によるメリット、法令あるいはガイドライン、法律に基づくガイドライン、あるいは大臣告示から発するようなガイドライン、いろいろな段階のメリット、デメリットがあったわけでございます。

その中で、例えば日本産科婦人科学会あるいはそういった団体で、独自に運用されているものとの比較がいろいろ議論された中で、例えばヒト受精胚の研究であれば、必ずしも学会に参加しない研究所でやる場合は、その学会の会告の範囲が及ばないであるとか、それからご議論があったのは、学会の中での違反した場合のペナルティーがどの程度効力を持つとか、さまざまな角度から、メリットもデメリットも含めて議論された中で、少なくともこの委員の皆様のご意見の中には、単純に学会に任せることにすべきだという意見は、逆説的な言い方ですけども、少なくともございませんでした。そういうことの経緯を踏まえて、会長の命を受けてここに書いているということでございます。

(薬師寺会長) 私の方から少し補足でございますけれども、これはもう先生方はご存じだと思いますけれども、ある一環した流れで書く場合に、今は受精胚を使っていると。そういう中で、ここに第1章のところにも触れさせていただきまし、第2章のところにも触れさせていただきましてけれども、先生方のお考えを伺っていく中で、例えば生殖補助医療の研究のために受精胚を作成するとか、そうした場合には研究に関する、ある種の方向性みたいなものは、恐らく産科婦人科学会の中では会告ということでおやりになっているわけですけども、それを少し国の中でやるかどうかというようなものも含めて議論しているということで、単なる罰則ということももちろんあると思います、法律の中ではですね、そういうふうに私は了解して、社会規範としてある主のルールがつくられた場合に、やはりそれを、ある主の制度という形で、やはり強制といいますか、方向を決めなければいけない。そうすると、ガイドラインになるのか、もうちょっと強いものになるのかというふうになるかと思えます。

そして、研究者の方々は、それをやはり受けるわけでございますから、研究者の先生方にも、それで果たしていいかどうかということも議論をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

まず町野先生、それから勝木先生。

(町野委員) 行政指針にすればペナルティーがあるから強制力はあるとお考えの方もかなりおられると思いますけれども、そうは簡単にはいかないだろうと思います。

クローン法を受けた特定胚指針は法律に根拠がある行政指針ですから、法律の一部です、したがって、あの手続違反について刑事罰が来ております。しかし、法律に根拠がない行政指針に、今のようなペナルティーをつけることは不可能です。それをすれば憲法違反です。違反者を公表するなどの事実上の不利益を与えることも、現在は禁止されております。それは行政手続法です。

ですから、この行政指針に期待されている強制力というのは、事実上、行政の方がこれはやめた方がいいんじゃないかと注意するという程度と、あるいはこれもまた実は争いがありますけれども、補助金を取り上げる、給付しないと、その程度にとどまるということです。もし罰則をつけようということになりますと、これは国会による立法に寄らざるを得ないということです。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

勝木先生、どうぞ。

(勝木委員) 先ほどの外山さんの説明は非常に明解だったと思うんですが、藤本先生の産婦人科学会の云々という話の中で、私自身は前の科学技術会議の時代のヒト胚小委員会などでも議論されまして、そのときには武田先生が産婦人科を代表して来られておりました。

そのときに伺ったのは、卵子の提供は認められていないということでございます。体外受精の技術も上がり、さらに未受精卵の凍結という新しい技術が出たときに、これは新たな事態になって、未受精卵を凍結しておいて、それを提供するということが可能となりますと、研究目的に使うときに、技術的に可能な範囲が非常に広がってきているわけです。

その技術的に可能でなかった時代に決めたことが技術的に可能になった段階で、既に行っていることを追認しましょうというのは、やはり話が逆ではないか。すなわち、外山さんのおっしゃったように、ずっと議論に参加していた過程においては、新たな倫理的な議論は、既存の産科婦人科学会の会告を前提にしないで議論しましょうという議論がずっと続いているように私は思います。

(薬師寺会長) わかりました。よろしゅうございますか、ほかの点でもよろしゅうございますけれども。

少し時間がまだ残っておりますけれども、先生方には次の会議がございますの

で。位田先生よろしく申し上げます。

(位田委員) 第5「むすび」のその先に「別冊参考資料」とありますが、これはどういうものを予定されているのでしょうか。

(薬師寺会長) これは、事務局から案を出させますけれども、科学的な知見の部分をかなり整序する、それから今まで外国の例とか、そういうものがございましてから年表みたいな形で、今までの議論なども入れると、そういうような私の理解なんですけれども、それは先生の理解と同じでございしますか。

(位田委員) いや、そういう事実的なものであれば。

この間、少数意見が出る可能性が示唆されておりましたので、それが別冊というのはちょっとおかしいのかなと、もしそうであればですね。ですから「むすび」の後に、中間報告でも結びの後に委員個人意見書というのがあって、その後に付録という形になっておりますので、やはり最終報告書の本文は本文としてそれにつけて、もし少数意見が出るのであれば、そういうふうにするべきかなと思います。

(薬師寺会長) わかりました。

私は願わくば、やはりここまで時間をかけて先生方ご議論していただいたので、少数意見が全部多くて、全部ひっくり返すことのないように、ぜひ、そういう形で書かせていただきたいというふうに思います。

それで、大多数とか少数とかいう書き方は一切いたしません。ですから、その辺のところは先ほど申し上げましたように、少しまだ議論が未完成の部分もございしますけれども、一応はいろいろな議論をいただきましたので、事務局の方で資料1の部分に関しまして、少し修正したものを次回出させていただきますので、そしてこれは努力目標でございしますけれども、非常に粗い、今までの項目を連ねた成文案を出させていただきますと思います。そのときには、いろいろやはり先生方にご相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

事務局の方から、次のスケジュール等々に関しましてございしますか。

藤本先生、どうぞ。

(藤本委員) 時間過ぎている、切迫しているときにすみません……

(薬師寺会長) 申しわけございません。はい、どうぞ。

(藤本委員) 実は、ヒト胚小委員会のところで、研究目的のためのヒト胚は作成しないという、こういう一文がずっと、単独で走っているんですけれども、今も。

この「研究目的」の研究の内容を審議する中で、生殖医学あるいは生殖医療の発展とか不妊症の診断・治療のためのヒト胚の作成についてはどういうディスカッションがあったんでしょうか。そのところが全く触れられないでいて、ヒト胚研究目的のヒト胚作成は認められないの、その一文だけが動いている感じがあります。一人歩きしているような、……そんな状況です。

(薬師寺会長) それは先生、12年度の話ですか。

(藤本委員) はい、そうです。

(薬師寺会長) 12年度はだれか、ご議論……。はい、位田先生、よろしく願います。

(位田委員) 私も、その議事録を見ながら言っているわけではありませんので記憶に頼るしかないんですが、先ほど武田先生の話が出ましたけれども、あのヒト胚小委員会の中では、産科婦人科学会でいろいろ研究はしているけれども、基本的に研究目的でヒト受精胚を作成するために卵を提供するということはやっていないと、そういう趣旨の発言があったと理解をしております。したがって、ここで議論をしているように研究目的で卵をとって、したがって、そこから受精胚をつくるという研究は行われていないと私は理解をしておりましたし、多分、多くの委員の方がそういう理解だったと思います。そういう意味で、研究目的での受精胚の作成は認めないと、そういう議論だったと思います。

ところが、実はそのときはそういうふうに理解をしておりましたが、実際にこういうふうな形で研究がされているというリストが出てきましたときに、これはやはりちゃんと研究目的で これは生殖補助医療の研究という意味ですが、生殖補助医療研究の目的で受精胚を作成しているのではないかという指摘が何人かからありましたし、我々も「ああなるほど、そうですね」ということになったかと思えます。

(勝木委員) つけ加えてよろしいですか。

(薬師寺会長) ちょっと待ってください。藤本先生。

(藤本委員) 実はですね、よろしいですか。

平成12年のときに、たしか私も学会の資料を持って説明に行っているんですよ。

(位田委員) そうでした。

(藤本委員) 呼び出しを受けましてね。

(位田委員) そうですね。

(藤本委員) そのときは、生殖補助医療の研究目的についての受精胚作成ということは、一応私どもは受け入れられたというふうに理解していたんです。ところが、その後、研究目的の研究の内容を規定しないで、研究目的のための受精胚作成は胚小委員会では認めなかったというふうに言葉が非常に短くなって、どんどん一人歩きしている印象が今あるんですね。

(薬師寺会長) それでは位田先生、それから町野先生。

(位田委員) 私の記憶だけですので、もし間違っていれば訂正していただきたいと思いますが、藤本先生が来られて産科婦人科学会に登録されている研究の中で「受精胚を作成しています」という明言はなかったんだらうと私は理解をしているんです。

(藤本委員) これは私の記憶で、ここで言い合ってもしょうがないですけども、資料を出しながら受精胚を作成している、あるいは受精胚の作成は研究の結果、必然的に発生する研究があるということはお話ししたつもりです。

(薬師寺会長) それでは町野先生 すみません、それでは町野先生、それから勝木先生。すみません。

(町野委員) すみません。

あの場にいた人には、それぞれの受けとり方があります。私なりの理解を申しますと、報告書が出る直前にありましたのが、クリントンのころの、アメリカの大統領委員会のステムセル・リサーチについてのレポートです。その一番最初のところで、ES細胞をつくることについては、幾つかのソースがある。一つは、クローン胚、もう一つは、その目的のために受精胚をつくる、3つ目は余剰胚を使うこと。そして今は、余剰胚を使うということからスタートすべきである。研究目的でヒト胚をつくることは認めるべきではない。そして、クローン胚もヒト胚である以上同じだと、クローン胚もヒト受精胚も倫理的な地位は同じで、やはり出生目的のため以外につくる、研究目的でつくることは許されない、ということでした。そして、多くの人、あれに参与していた事務局も含めて、かなりの人、私も含めてですけども、それを読んで「ああ、それでいいだらう」と思っておりまして、確かに、その場の議論は、それほど詰めた議論は行われていなかったというのは私の記憶です。

ES研究をすることについて、わざわざこのことのためだけにヒト受精胚をつくる必要性も余りないだらう、余剰胚の使用が認められれば、これで十分じゃないだらうかという議論があったために、その点の議論は深入りしなかったという

ことがあります。藤本先生が来られたときのことについても私も承知しておりますが、受精胚つくっているということを聞いて、確かにそれは我々ちょっとびっくりしました。そして、その後、政府のクローン規制法に対する民主党の対案が国会に出たときにも、それが受精胚を研究目的でつくることを認めていたので、ああこういう考え方もあるのかなと思いました。

私自身はその当時は、ヒト受精胚を出産目的でつくるということは絶対タブーだという考え方に傾いておりました。その意味で、研究目的でヒト胚を作ること認めないのは当然のことと受け取っておりました。しかし、皆さんが大いに議論したということではないと思っております。

お時間を取り、どうも失礼しました。

(薬師寺会長) 勝木先生で終わりにさせていただきたいと思います。それから島園先生、この件はそれで終わりにしたいと思います。

(勝木委員) 大体、位田先生と町野先生と同じような記憶なんですけど、私の理解は、生殖医療目的に言及しているのは、多くの、そのときはまだ、凍結や何かのことが頭になかったわけですけれども、14日胚まではやってよろしいということが決まっておりました。ただ、それはあくまで、そのためにつくるというものではなくて、生殖目的に使われたものの中の、いってみれば少し使えなかった、凍結ができないときには余るわけですから、それを14日胚まで使おうということだったように思います。すなわち、研究目的でつくりますよということではなくて、しかも14日までで観察その他の研究をしましょうということだったと思います。

それから、今も行われているかどうか知りませんが、ハムスターテストというのがあって、そのハムスターテストは、これは異種のもものと受精させるわけですから、いろいろな胚をつくる時に問題になるけれども、このハムスターテストは、受精の瞬間の話だから、研究材料としてオーケーだろうということで、それは人をわざわざ使わないでやる方法としていいのではないかという議論をした覚えがあります。研究目的が正面に立って議論されたことはなく、それはつくらないものだというふうに武田先生が明言されたので、実際に行われているものは、そういう使い方をしてしていると理解しておりました。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

それでは、島園先生、どうぞ。

(島園委員) 私は、小委員会には加わっていないんですけども、この生命倫理

専門調査会になってからの議論は出席率がいいものですから、それからよく資料を調べてまいりました。

この問題は、第20回と21回に取り上げられておりますけれども、立ち入った議論はできなかったと思います。そして、その際に提出されたのが、きょう提出していただいた資料のもとになるものであって、その資料ではなかなかわからないことが多いので、今後新たな資料の提出が必要であろうということがずっと課題になり、きょう出てきたと。

それから、この資料集に出ております産科婦人科学会の会告ですが、これがこの場で議論されたということは一度もなかったんじゃないだろうかと記憶しております。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

平成12年というと、私が慶応義塾大学の学事担当の常任理事を終えたときでございまして、まさか先生たちみたいな、随分昔から生命倫理について見識がある先生を束ねながらまとめをすることは夢にも思っておりませんでした。そういうのを12年度の話としてお聞きいたしました。

そこを出発するということが書いてありますので、ぜひその辺のところも含めまして……藤本先生、どうぞ。

(藤本委員) しつこい表現をして悪いんですけども、きょうのこの4ページの作成方針の基本方針のところですね。この4ページの下の方に書いてあります、ヒト受精胚の取り扱い。その「研究目的のヒト受精胚の作成・利用」というところですね。これに対するアの基本的な考え方、幾つかの丸がついていますが、やはりこれは研究目的というものを広く一般論としての研究というふうにとらえているのか、それとも胚をつくるものは、クローン胚あるいはES細胞をとるための胚というふうにとらえているのか、その辺ちょっと混同があるような気がしますので、特定していただければありがたいと思います。

(薬師寺会長) かしこまりました。

ちょうどそろそろ時間になりました。ありがとうございます。先生方のご協力で、一応は4章までやらせていただきました。

それでは、次回6月になりますけれども、その予定も含めまして、事務局から報告させていただきます。

(外山参事官) きょうの会長のご発言でしたので、全く事前に日程調整しておりません。したがって、これから精力的に日程調整させていただきますので、

よろしくお願ひ申し上げます。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

今度の本会議で、私が許可をもらえるようにいたしまして、次回予定をつくらせていただきたいと思います。先生方のさらなるご協力ご支援を賜りたいと思います。

本日はどうも長い間ありがとうございました。これで終わりにさせていただきます。

午後 5時24分 閉会